

地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について

1 地域雇用活性化推進事業等選抜・評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局地域雇用対策課内に地域雇用活性化推進事業の企画書評価のため、地域雇用活性化推進事業等選抜・評価委員会（以下「事業選抜・評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 事業選抜・評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選抜を行う。

2 審査方法

- (1) 書類選考により企画書の審査を行い、別紙「地域雇用活性化推進事業企画書採点基準」に基づき、委員ごとに採点する。
- (2) (1)の審査結果について、評価項目ごとに委員平均値（小数点以下は四捨五入とする。）を算出し、全項目の委員平均値を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を書類選考通過者とする。
- (3) (2)の書類選考通過者による企画提案会（プレゼンテーション）を開催し、提案者から企画内容の説明を受けた後、委員ごとに(1)の審査結果の見直しを行う。
- (4) (3)の審査結果について、評価項目ごとに委員平均値（小数点以下は四捨五入とする。）を算出し、全項目の委員平均値を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選抜しない。

- (5) (4)の総得点と同点の場合、次の基準で契約候補者を選抜する。
 - ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
 - イ 「A」の数と同数の場合は、会長の一任で契約候補者を選抜する。

3 事業選抜・評価結果の報告

事業選抜・評価委員会は、委員会事務局（職業安定局地域雇用対策課）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、事業選抜・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

地域雇用活性化推進事業企画書 採点基準

○配点合計を100点、加点合計を30点とし、各評価項目毎に採点を行う。なお、採択可能なボーダー一点は55点とする。

○採点基準は評価基準欄に記載されているものを除き、「A：特に優れている、B：優れている、C普通、D：やや不十分、E：不十分」とする。

評価項目	評価基準	配点 (加点含む)	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域課題、事業コンセプト		12(28)					
(1) 地域課題、事業コンセプト ※事業構想4 関連項目	地域課題・地域資源が明確化され、それを踏まえた創意工夫ある事業コンセプトとなっているか (統計データや具体的エビデンスに基づいているか)	12	10	6	3	失格	
★ (2) 地域要件 (雇用機会不足地域) ※事業構想3-2 関連項目	雇用機会不足地域の要件(注1)に該当するか A 該当する B 該当しない	5	0				
★ (3) 地域要件 (重大災害被災地域) ※事業構想3-2 関連項目	重大な災害の被害を受けた地域の要件(注2)に該当するか A 該当する B 該当しない	3	0				
★ (4) 地域要件 (広域実施地域) ※事業構想3-1 関連項目	広域実施地域の要件(注3)に該当するか A 該当する(6市町村以上) B 該当する(4市町村以上5市町村以下) C 該当する(2市町村以上3市町村以下) D 該当しない	8	6	4	0		
2. 事業内容		46(52)					
(1) 事業所の魅力向上、事業拡大の取組 ※事業構想5-3(3) 別紙4【事業所の魅力向上、事業拡大の取組】関連項目	事業所の魅力向上、事業拡大の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)	12	10	6	3	0	
(2) 事業所の魅力向上、事業拡大の取組(伴走型支援) ※事業構想5-3(3) 別紙4【事業所の魅力向上、事業拡大の取組】関連項目	新分野進出等の伴走型支援を通じた好事例の収集～地域内事業所への展開が期待できるか	6	4	2	0	0	
(3) 人材育成の取組 ※事業構想5-3(3) 別紙5【人材育成の取組】関連項目	人材育成の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)	12	10	6	3	0	
(4) 就職促進の取組 ※事業構想5-3(3) 別紙6【就職促進の取組】関連項目	就職促進の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)	12	10	6	3	0	
(5) 各取組の整合性と連動性 ※事業構想5-3(3) 別紙4、5、6 関連項目	各取組の組み合わせは地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか	10	8	5	2	0	
3. 実施体制		10					
(1) 実施体制 ※事業構想5-3(2) 別紙3 関連項目	実施体制が適切なものとなっているか (適切な構成員で構成されているか、構成員の役割分担が明確であるか、地域関係者の意欲が高いか等)	10	8	5	2	0	
4. アウトカム目標及び費用対効果		22					
★ (1) アウトカム目標(重複排除)の地域内就業人口への寄与度 ※事業構想4-3 別紙1 関連項目	アウトカム目標(重複排除)の就業人口(注4)への寄与度 A 2. 0%以上 B 1. 0%以上 2. 0%未満 C 0. 5%以上 1. 0%未満 D 0. 1%以上 0. 5%未満 E 0. 1%未満	6	5	3	1	0	
(2) アウトカム目標の期待度 ※事業構想4-3 別紙1 関連項目	アウトカム目標の達成が期待できるか	8	6	4	2	失格	

★	(3) アウトカム目標（重複排除） 1人あたりの経費 ※事業構想4-3 別紙1 様式第2号関連項目	アウトカム目標（重複排除）1人当たりの経費					
		A 40万円未満	8	6	4	2	失格
		B 40万円以上60万円未満					
		C 60万円以上80万円未満					
		D 80万円以上100万円未満					
E 100万円以上							

5. 地域の取組		10(13)					
(1) 地域の取組の有効性 ※事業構想5-1、5-2、5-4、5-5 別紙2、7、8、9関連項目	市町村、経済団体等が地域活性化に資する有効な取組を行っているか		10	8	5	2	0
★ (2) 地域再生計画の連携施策等 ※事業構想5-2、5-4、5-5 別紙2、7、8関連項目	①地域雇用活性化推進事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定日までに受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は地域雇用活性化推進事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（地域未来投資促進法に係る支援措置等）を実施しているのいずれかが該当するか A ①～③のいずれも該当している B ①～③のうち2つが該当している C ①～③のうち1つが該当している D いずれも該当しない	加点項目	3	2	1	0	
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注5、注6）		(5)					
★ (1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	下記のいずれかに該当するか A 3段階目（認定基準5つすべてが○となっている） B 2段階目（認定基準5つのうち、3～4つが○となっている）（注7） C 1段階目（認定基準5つのうち、1～2つが○となっている）（注7） D 行動計画を策定している（注8） E 認定を受けていない	加点項目	5	4	2	1	0
★ (2) 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業）	下記のいずれかに該当するか A プラチナくるみんの認定を受けている B 新基準のくるみん認定（注9）を受けている C 旧基準のくるみん認定（注10）を受けている D 認定を受けていない	加点項目	4	3	2	0	
★ (3) 若者雇用促進法に基づく認定	下記のいずれかに該当するか A ユースエールの認定を受けている B 認定を受けていない	加点項目	4	0			

注1 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)で定める同意自発雇用創造地域

注2 重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が指定する地域

注3 2以上の市町村(市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く)が共同で事業構想を策定した地域

注4 直近(平成27年度)の国勢調査

注5 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う

注6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する

注7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要

注8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

注9 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

注10 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)